

3 人材の育成

(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保

【推進の方向】

代替養育を必要とする子どもが、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心の傷を癒やして回復していけるよう、施設職員及び里親の研修体制の整備を進め、専門的な知識や技術を有する者が子どもをケアしながら養育できるようにします。

更に早期の家庭復帰のため、親子関係の再構築支援など、児童相談所と施設等関係機関は連携して家庭環境の調整に努めます。

【具体的な取組方策】

- ①基幹的職員による自立支援計画の適切なマネジメント、関係機関との連携の下で児童指導員や心理療法を担当する専門スタッフによるチームケアを可能とする体制整備を支援するため、基幹的職員研修を実施する。
- ②群馬県児童養護施設連絡協議会が実施している、被虐待児童など心理的ケアや治療を要する子どもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援する。
- ③フォスタリング業務における研修において、愛着形成や被虐待児、発達障害児等の養育に関する知識と養育技術向上のための研修会を実施する。
- ④人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会やボランティア活動の積極的な受入れ、また、宿直補助員としての学生のアルバイト雇用を促し、児童福祉分野に興味を持っている学生からの人材確保に繋げる。

(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上

【推進の方向】

早期の家庭復帰の実現や親子関係の再構築、家庭復帰後の見守りなど、家庭支援機能の強化を図るため、児童福祉司等の人員の確保及びその質の向上など児童相談所の体制強化を更に進めるとともに、各種研修会や連携した活動を通して、市町村児童相談担当職員及び児童相談所職員のより一層の専門性の向上に努めていきます。

また、住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、必要な情報提供及び技術的助言に努めるほか、要保護児童対策地域協議会への支援を強化します。

【具体的な取組方策】

- ①「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下、「新プラン」という。）に基づき、児童福祉司や児童心理司等の増員による児童相談所に体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上のための研修の充実を図る。
- ②市町村職員の専門性確保支援のため、児童福祉司任用資格認定研修や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等の実施などによる研修の充実を図る。また、「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、養育支援技術の向上を図る。
- ③ほめトレのトレーナー養成講座を修了した市町村職員等による子育てプログラムを県内各地で開催し、養育方法に不安を持つ親に対して、ほめて育てる子育てを広めていく。
- ④新プランに基づき、市町村における児童等に対する必要な支援体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援を行う。
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が在宅支援や特定妊婦の支援強化等、支援メニューが充実できるよう、児童養護施設等の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行っていく。
- ⑥児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加する中、中核市による児童相談所設置など、児童相談所の強化が必要となっている。中核市による児童相談所の設置の意向を把握し、設置に向けた協議等、滞りなく設置が進むよう、必要な支援を行う。
- ⑦母子生活支援施設は母子を分離せずに施設入所させ、母子ともに支援を行える施設であることから、市に対して家庭養育優先原則を踏まえた活用を周知していく。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

【推進の方向】

児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加していることから、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターによる児童虐待防止の取組が重要となっています。

一方で、市町村による児童等に対する必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」も設置されることとなり、児童家庭支援センターの役割を明確化する必要があります。

児童家庭支援センターは児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に基づく指導委託先として、市町村からの要望に応じて設置を促進していきます。

【具体的な取組方策】

- ①児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話、来所及び訪問による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を行う。
- ②児童相談所は、児童家庭支援センターとの連携を強化し、定期的な情報交換を行い、要保護性がある児童及びその家庭の指導を委託する。
- ③児童相談所及び児童家庭支援センターは、市町村からの求めに応じ、技術的助言その他の援助を行う。

4 児童の自立支援（ライフサイクルを見通した支援）

（1）児童の自立支援策の強化

【推進の方向】

家庭復帰が困難であったり、家庭復帰後も支援が必要な子どもたちにあっては、できる限り円滑に社会へ巣立つことができるよう、自立への支援を進めます。施設に入所している子どもに対しては、退所後の社会的自立までを見据え、「自立支援計画」の定期的な見直しによる充実・強化を図ります。また、子どもが自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会スキルの獲得など、一人の人間として生きていく基本的な力を身に付けられるよう、児童相談所や施設等は連携して子どもの養育に努めます。

【具体的な取組方策】

- ①子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、児童養護施設に自立支援担当職員を配置する。
- ②養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった子どもの学習支援の拡充を図る。
- ③児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、子どもの退所後の社会的自立までを見据えた「自立支援計画」の定期的な見直しを行う。
- ④児童相談所、群馬県児童養護施設連絡協議会等と連携し、児童養護施設等の退所を控えた子どもたちに対する地域生活を始める上で必要な知識や生活技能を修得する講習会の実施、高校を中退・退学した子どもたちや退所した児童等に対する進路や求職活動等の相談、就業相談専門機関の活用等の支援を行う。
- ⑤社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所を控えた支援が必要な子どもたちに自立支援計画を策定し、生活や就業に関する相談に応じるとともに、退所した者同士が集まり交流を図る場を提供する。
また、措置解除後も里親の居宅や施設等での支援が必要な者に対し、居住費や生活費を支援する。
- ⑥自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することがないよう、18歳以上の措置延長を積極的に行うとともに、中学卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童については、子どもや家庭の状況を踏まえて、子どものみならず家庭も含めた包括的な支援を行う。
- ⑦18歳未満で措置解除する児童については、児童の居住市町村に情報をつなぎ、当該市町村において、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で見守る世帯として

登録するなど、家庭も含めた支援を行う。

- ⑧義務教育後、就職自立を目指しながらも、家庭復帰が困難な子どもにとって重要な社会資源である自立援助ホームの設置を推進する。

(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）

【推進の方向】

施設又は里親のもとで生活する子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもから意見を聴取し、方針決定の際にはできるだけ反映していきます。ただし、子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できないときには、その理由等を子どもに説明し、理解を得ます。

また、「子どもの権利ノート」の改訂を行うほか、子どもに対する虐待事案発生後の対応等について定めた「群馬県被措置児童等虐待対応要領」についても、より実践的な内容となるよう検証を継続し、子どもの権利擁護の強化に努めていきます。

社会的養育下における子どものアドボカイトのための環境整備を進めるとともに、養育困難な状況を見逃さないよう、児童相談所、施設、里親など関係機関が連携を取りながら、養育を支援していきます。

【具体的な取組方策】

- ①一時保護をする子どもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託する子どもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明する。また、意見表明できる年齢の子どもには、意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させる。ただし、子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できないときには、その理由等を子どもに説明し、理解を得る。

- ②子どもの権利ノートを改訂し、施設入所時や里親委託時に、児童相談所から児童に説明の上、配布する。

- ③児童相談所職員、施設職員、里親等を対象に、子どもの権利ノートの活用など、子どもの権利に関するテーマを含めた研修会を実施する。

- ④施設、里親、ファミリーホーム内での子どもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、子どもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知する。



⑤被措置児童等虐待の通告や届出を受けた際は、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、児童福祉審議会が子どもから意見聴取するなど、講ずべき措置の速やかな遂行を図る。また、同対応要領については、必要に応じて改正を行う。

⑥児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律第7条第4項に基づき、政府による児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和2年4月1日から2年を目途）を踏まえ、子どもの権利擁護のための取組を行う。

(3) アフターケア(施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援)への取組

【推進の方向】

児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者は、自立生活を送る上で、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いて行かなければなりません。これらの者には、児童相談所や施設職員、里親、関係機関の職員、児童福祉の研究者等、県全体で支援できる体制整備に努めていきます。

また、社会的養護自立支援事業や児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者に対し、居住費や生活費の支援を行うとともに、社会的養護自立支援事業受託事業者による生活相談支援や就労相談支援を行っていきます。

【具体的な取組方策】

①社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者の生活上の問題について相談に応じるとともに、気軽に集まれる場を提供し、当事者同士の意見交換や情報交換を支援する。また、雇用先の開拓や就職面接等のアドバイスなど、就業支援を行う。

②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して、生活費や家賃にかかる費用の貸付を行う。なお、一定期間就業継続した場合には、貸付金の返済を免除する。